

浜松市下水道事業の再評価実施要綱細目

(目的)

第1条 「浜松市下水道事業の再評価実施要綱細目」(以下、「本細目」という。)は、浜松市公共事業再評価実施要綱及び国土交通省通達の下水道事業の再評価実施要領細目に基づき、下水道事業の継続のための評価(以下、「再評価」という。)を実施するための細目をまとめたものであり、下水道事業の効率的・効果的实施並びにその過程の透明性・客観性の一層の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本細目は、標準的な下水道事業を対象として再評価を実施する場合を想定し、再評価の実施主体の参考となるよう策定したものである。事業特性等個別の事情により、本細目によることが適切でない場合は、別途適切な方法を講じ、再評価を実施しなければならない。

(再評価の対象とする事業の範囲)

第3条 対象事業

- ・公共下水道事業
- ・特定環境保全公共下水道事業

ただし、管理に係る事業等は再評価の対象から除外する趣旨に鑑み、新たな機能の付加・改良を伴わない単純な更新のみを行う事業については対象事業から除外する。

2 再評価の実施

再評価の実施主体は、浜松市とする。

(再評価を実施する事業)

第4条 事業単位の取り方

事業箇所ごとに浜松市が策定する全体計画を対象として、再評価を実施する。全体計画に含まれる浜松市の補助事業・単独事業を一体的に評価する。

公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業は、原則として処理区(分流式の雨水については排水区とするが以下、「処理区」という。)を単位にして評価を行う。ただし、小規模な事業等については、処理区の地形特性・被害実態等を勘案し、関連する処理区を一括して評価を行うことができる。

公共関連の特定環境保全公共下水道事業については、公共下水道事業と一体的に評価を行う。

2 事業採択、未着工の定義

(1) 事業採択

「事業採択」とは、「事業費が予算化された時点」とする。「事業費が予算化された」とは、当該事業の補助対象事業費が財政法第34条の2第1項の規定に基づき財務大臣の承認を受けたことをいう。

(2) 用地買収手続きに着手していない事業

「用地買収手続きに着手していない事業」とは、「用地買収の契約が1件も成立していない事業」とする。

(3) 工事に着手していない事業

「工事に着手していない事業」とは、「現地における工事用測量及び地質調査等に着手していない事業」とする。

3 事業採択後5年間を経過した時点で着手済みの事業について、再評価の実施の必要性を判断する際の視点

以下の項目により事業が順調に進展しているか確認し、再評価の実施の必要性を判断するものとする。

(1) 関連計画及び関連事業の状況

上位計画等の変更の有無、関連事業の進捗状況。

(2) 事業の進捗状況

下水道法第4条第1項の規定に基づき国土交通大臣の認可を受けた事業計画（以下「事業計画」という。）と当該時点における事業の進捗状況の比較。

(3) 地元情勢

事業に係る地権者及び周辺住民の事業に対する協力等の状況。

4 社会経済情勢の急激な変化及び技術革新等により、再評価の実施の必要性を判断する際の視点

上位計画等の変更、関連事業の休止・中止等、社会経済情勢の急激な変化及び技術革新等があった場合には、同条前項に掲げる項目及び以下に基づき、再評価の実施の必要性を判断する。

(1) 技術革新

新技術等の技術革新の事業手法等への適用の有無。

5 事業採択後5年間を経過した事業及び再評価実施後5年間を経過した事業について、再評価の評価手法を選択する際の視点

前条第1項で定める全ての事業を対象に、同条第3項に掲げる項目について別に定める評価手法選定表により確認を行い、評価手法を選択する。確認の結果、全ての項目について順調に進展していると認められる場合には第6条第2項に定める「チェックリスト等による評価手法」に、それ以外の場合については第6条第1項に定める「詳細な評価手法」によるものとする。

事業内容が汚水処理、浸水対策、高度処理、処理水及び汚泥の有効利用等と多彩なことなどから、当初より長期的な計画を策定し、段階的に整備を行っていくことが効率的であること、このため事業期間が必然的に10年を越えることが多いことなどを踏まえた上で再評価の評価手法を選択し、効率的な再評価を行う必要がある。なお、評価手法選定表については、別に定める。

また、効率的な再評価実施に向けて再評価実施時期を揃えるため、再評価を実施する処理区に合わせてその他の処理区の再評価を行うこと、5年程度の猶予を設けることができる。流域関連の公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業については、流域下水道事業の再評価時において、一体として再評価を実施できる。

6 下水道法に基づく事業計画変更の扱い

事業採択後、事業計画の変更が行われた事業のうち、追加された処理区については、「事業費が予算化された時点」を「事業計画の変更が行われた時点」に読み替える。
(再評価の実施及び結果等の公表)

第5条 再評価の実施手続き

事業の改善措置及び今後の再評価の必要性について検討し、対応方針(案)を決定する。再評価の結果等については、浜松市上下水道部事業評価審査会設置要綱(公共下水道事業)に基づく浜松市上下水道部事業評価審査会(以下、「部審査会」という。)による審査を行い、評価の判定及び対応方針の決定を行う。

部審査会は、市政に大きな影響を与えるなどの理由から、当該計画の調書及び対応方針(案)を浜松市公共事業評価委員設置要綱に基づく公共事業評価委員(以下、「委員」という。)の会議に諮り、委員の具申を受けることができる。この場合は、浜松市公共事業再評価実施要綱第8のとおり対応方針を市長が決定する。

(1) 再評価に係る資料

再評価に係る資料は、浜松市公共事業再評価実施要綱及び下水道事業の再評価実施要領細目に基づく。ただし、別に提出資料が定められている場合は、それに準ずる。なお、必要に応じ資料の追加等ができる。

(2) 委員の会議に提出する資料

委員の会議に提出する資料は、以下のとおりとする。

ア 再評価に係る資料

イ 事業の改善措置及び今後の再評価の必要性に関する対応方針

ウ 再評価を実施する事業の一覧表

(3) 再評価の実施

浜松市は、必要となる年度内に再評価に係る資料を作成し、対応方針を決定したうえで補助金交付等に係る要求を行う。補助金交付等に係る要求に当たり、浜松市は再評価結果、対応方針等について公表する。

(4) 再評価結果等の提出または報告

浜松市は、再評価に係る資料及び対応方針を、当該補助事業を所管する地方支分局等を経由して、国土交通省所管課に提出または報告する。

(再評価の方法)

第6条 詳細な評価手法の設定

再評価は、以下の指標に基づき実施する。

(1) 事業の進捗状況に関する指標

- ・進捗率
- ・処理場用地の取得状況
- ・施設の供用状況
- ・供用開始区域の接続状況
- ・地元情勢等

(2) 事業を巡る社会経済情勢等の変化に関する指標

- ・社会経済情勢
- ・自然環境条件
- ・計画変更の有無及びその程度

(3) 費用効果分析

- ・費用効果分析の実施

原則として再評価を実施する全事業について、費用効果分析を実施する。

なお、事業採択時において実施した費用効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用効果分析に要する費用が著しく大きい等費用効果分析を実施することが効率的でないとは判断できる場合は、費用効果分析を実施する必要はない。

(4) コスト縮減や代替案立案等の可能性に関する検討

- ・コスト縮減方策
- ・代替案の検討

なお、各指標に関する詳細な事項及び対応方針を決定する際の判断基準等(以下「評価手法」という。)については、別に定める。

ただし、浜松市はこれらの評価手法を参考に、個別事業の特性に応じて評価手法を設定できる。

2 チェックリスト等による評価手法の設定

第4条第5項において、チェックリスト等による評価手法を選択した事業については、以下の項目についてチェックリスト等により確認を行い、事業の継続の必要性を判断する。

- ・事業の進捗率
- ・処理場用地の取得状況
- ・施設の供用状況
- ・供用開始区域の接続状況
- ・地元情勢の著しい変化の有無
- ・社会経済情勢の著しい変化の有無
- ・自然環境条件の著しい変化の有無
- ・全体計画の変更の有無

・費用効果分析の結果

原則として再評価を実施する全事業について、費用効果分析を実施する。

なお、事業採択時において実施した費用効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用効果分析に要する費用が著しく大きい等費用効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合には、費用効果分析を実施する必要はない。

附 則

本細目は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本細目は、平成 2 6 年 3 月 1 日から施行する。